

有 価 証 券 報 告 書

事業年度 自 2022年 3 月 1 日
(第42期) 至 2023年 2 月28日

株式会社スリーエフ

有価証券報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

第42期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	6
5 【従業員の状況】	7
第2 【事業の状況】	8
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	8
2 【事業等のリスク】	10
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	11
4 【経営上の重要な契約等】	16
5 【研究開発活動】	17
第3 【設備の状況】	18
1 【設備投資等の概要】	18
2 【主要な設備の状況】	18
3 【設備の新設、除却等の計画】	18
第4 【提出会社の状況】	19
1 【株式等の状況】	19
2 【自己株式の取得等の状況】	22
3 【配当政策】	22
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	23
第5 【経理の状況】	36
1 【連結財務諸表等】	37
2 【財務諸表等】	62
第6 【提出会社の株式事務の概要】	74
第7 【提出会社の参考情報】	75
1 【提出会社の親会社等の情報】	75
2 【その他の参考情報】	75
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	76

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年5月29日
【事業年度】	第42期(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)
【会社名】	株式会社スリーエフ
【英訳名】	Three F Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山 口 浩 志
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市中区日本大通17番地
【電話番号】	045(651)2111(代表)
【事務連絡者氏名】	コーポレート統括マネージャー 六川 靖夫
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市中区日本大通17番地
【電話番号】	045(651)2111(代表)
【事務連絡者氏名】	コーポレート統括マネージャー 六川 靖夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第38期	第39期	第40期	第41期	第42期
決算年月	2019年 2 月	2020年 2 月	2021年 2 月	2022年 2 月	2023年 2 月
営業総収入 (百万円)	11,994	12,985	12,546	12,272	13,213
経常利益又は 経常損失(△) (百万円)	△232	418	215	251	157
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (百万円)	△167	101	△23	△84	△164
包括利益 (百万円)	△134	481	168	75	△55
純資産額 (百万円)	4,163	4,621	4,543	4,348	3,807
総資産額 (百万円)	4,804	5,271	5,071	4,885	4,347
1株当たり純資産額 (円)	515.06	525.58	514.25	493.10	461.38
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	△22.10	13.44	△3.13	△11.15	△21.68
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	81.2	75.5	76.8	76.5	80.4
自己資本利益率 (%)	△4.2	2.6	△0.6	△2.2	△4.5
株価収益率 (倍)	—	23.5	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,087	485	41	331	38
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	78	△63	△49	22	11
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△241	△22	△247	△269	△483
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	3,612	4,011	3,756	3,841	3,407
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	121 (95)	118 (123)	120 (117)	118 (109)	116 (129)

- (注) 1. 第42期より、「営業外収益」の「受取賃貸料」として表示していた当社所有物件の賃貸料、及び「その他」として表示していた直営店の収納代行手数料等は、「営業収入」の「その他の営業収入」として、「営業外収益」の「受取負担金」として表示していた店舗の節電用設備の加盟店負担分、及び「その他」として表示していた保険事務手数料、保険金、見舞金等は「販売費及び一般管理費」と相殺して表示するものと変更し、表示方法の変更を反映させるため、第38期、第39期、第40期及び第41期の組替えを行っております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第42期の期首から適用しており、第42期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
3. 第39期における潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第38期、第40期、第41期及び第42期における潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 第38期、第40期、第41期及び第42期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第38期	第39期	第40期	第41期	第42期
決算年月	2019年 2 月	2020年 2 月	2021年 2 月	2022年 2 月	2023年 2 月
営業総収入 (百万円)	1, 397	1, 368	1, 305	1, 444	1, 813
経常利益又は 経常損失(△) (百万円)	△311	△235	△27	△20	265
当期純利益又は当期純損 失(△) (百万円)	△204	△280	△30	△48	173
資本金 (百万円)	100	100	100	100	100
発行済株式総数 (株)	7, 707, 095	7, 707, 095	7, 707, 095	7, 707, 095	7, 707, 095
純資産額 (百万円)	3, 834	3, 531	3, 438	3, 314	3, 411
総資産額 (百万円)	4, 154	3, 853	3, 705	3, 542	3, 636
1株当たり純資産額 (円)	506. 21	466. 25	454. 00	437. 55	450. 39
1株当たり配当額 (内1株当たり 中間配当額) (円)	0. 00 (0. 00)	6. 00 (3. 00)	10. 00 (5. 00)	10. 00 (5. 00)	10. 00 (5. 00)
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	△26. 97	△37. 04	△4. 05	△6. 45	22. 88
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	92. 3	91. 7	92. 8	93. 5	93. 8
自己資本利益率 (%)	△5. 2	△7. 6	△0. 9	△1. 4	5. 2
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	12. 6
配当性向 (%)	—	—	—	—	43. 7
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	36 (42)	36 (36)	39 (37)	39 (37)	38 (38)
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	95. 6 (92. 9)	89. 4 (89. 5)	88. 1 (113. 2)	90. 3 (117. 0)	90. 0 (127. 0)
最高株価 (円)	553	494	343	415	329
最低株価 (円)	292	316	235	289	281

- (注) 1. 第42期より、「営業外収益」の「受取賃貸料」として表示していた当社所有物件の賃貸料は、「営業収入」の「その他の営業収入」として、「営業外収益」の「その他」として表示していた保険事務手数料、保険金等は「販売費及び一般管理費」と相殺して表示するものと変更し、表示方法の変更を反映させるため、第38期、第39期、第40期及び第41期の組替えを行っております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第42期の期首から適用しており、第42期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
3. 第38期、第39期、第40期及び第41期における潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第42期における潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 第38期、第39期、第40期及び第41期の株価収益率については、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
6. 第38期の配当性向については、配当を実施していないため、記載はありません。
7. 第39期、第40期及び第41期の配当性向については、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
8. 第41期までは、比較指標として東証第二部株価指数を使用しておりましたが、東京証券取引所の市場区分見直しにより、第38期から第42期までの比較指標を配当込みTOPIXに変更しております。
9. 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第二部におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。

2 【沿革】

年月	事項
1979年 8 月	(株)富士スーパー（現 富士シティオ(株)）のコンビニエンス事業部としてスタート
1979年11月	直営 1 号店（栗木店）を横浜市磯子区に開店
1981年 2 月	コンビニエンスストアの経営並びにフランチャイズ店の経営指導を目的として横浜市港南区に(株)スリーエフを設立
1982年 4 月	フランチャイズ 1 号店（野毛店）を横浜市中区に開店
1988年 1 月	C I 導入
1988年 3 月	P O S（販売時点情報管理システム）実験開始
1989年 6 月	100店舗達成
1989年11月	本店を横浜市中区日本大通17番地に移転
1991年 8 月	E O B（電子発注システム）導入
1992年 6 月	200店舗達成
1994年 2 月	300店舗達成
1995年 8 月	400店舗達成
1997年 7 月	日本証券業協会に株式を店頭登録
1998年 2 月	500店舗達成
2000年 7 月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場
2000年10月	スリーエフ・オンライン(株)（連結子会社）を設立
2001年 2 月	600店舗達成
2001年 3 月	(株)サニーマートと四国 4 県におけるエリア・フランチャイズ契約を締結
2015年 2 月	(株)スリーエフ中四国との四国地区エリア・フランチャイズ契約を終了
2016年 4 月	(株)ローソンとの資本業務提携契約締結
2016年 9 月	(株)エル・ティーエフ（連結子会社）を設立 千葉県・埼玉県に「ローソン・スリーエフ」をオープン
2017年 6 月	(株)L・TF・PJ（連結子会社）を設立
2017年 8 月	東京都・神奈川県に「ローソン・スリーエフ」をオープン
2018年 1 月	「ローソン・スリーエフ」ブランドへの転換に伴い「スリーエフ」ブランドでの店舗運営を終了
2018年 2 月	(株)エル・ティーエフ（存続会社）と(株)L・TF・PJ（消滅会社）を合併
2022年 4 月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより市場第二部からスタンダード市場へ移行
2022年11月	スリーエフ・オンライン(株)（連結子会社）の解散を決議（2023年 1 月 清算終了）

3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び連結子会社、以下同じ）は、当社と連結子会社（㈱エル・ティーエフ）１社で構成され、コンビニエンスストア事業を営んでおります。

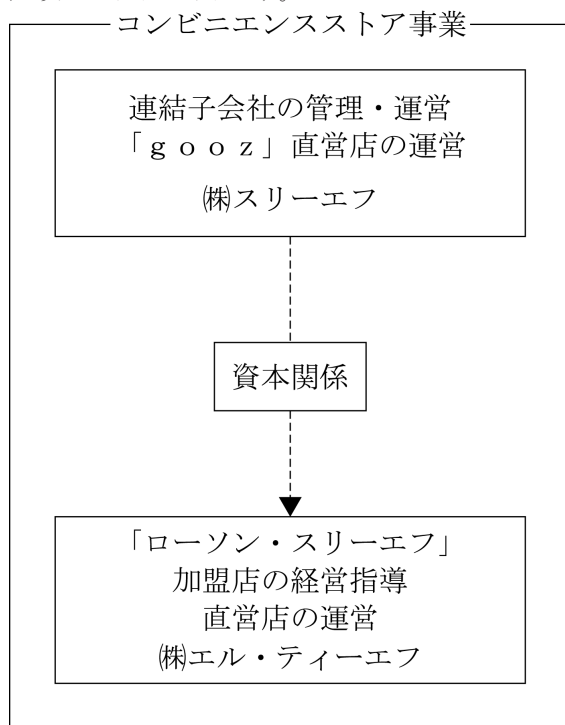
〔当 社〕

当社（㈱スリーエフ）は、東京・神奈川・千葉・埼玉の都三県で店舗展開を行っているコンビニエンスストア「ローソン・スリーエフ」の運営会社である㈱エル・ティーエフの事業活動の管理・運営および「ローソン・スリーエフ」で販売する商品の開発サポートを行っております。また、ベーカリーやお弁当を店内で調理し、“できたて感”の訴求により、あたたかさ、和み、やすらぎを感じていただける新型コンビニフォーマット「g o o z」の直営店の運営を行っております。

〔子 会 社〕

㈱エル・ティーエフ : 株式会社ローソンと企業フランチャイズ契約を締結し、コンビニエンスストア「ローソン・スリーエフ」のチェーン本部として、フランチャイズ方式の加盟店に対する経営指導と直営店の運営を行っております。なお、株式会社ローソンとの企業フランチャイズ契約及び加盟店とのフランチャイズ契約の要旨は、「第2 事業の状況 4 経営上の重要な契約等」に記載のとおりであります。

事業の系統図は次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(株)エル・ ティーエフ (注) 1, 2, 3	横浜市中区	50	コンビニエンスス トア事業 (「ローソン・ス リーエフ」のチェ ーン本部)	51.0	役員の兼任 1名 従業員の出向 固定資産の貸与

(注) 1. 特定子会社であります。

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

3. (株)エル・ティーエフについては、営業総収入（連結会社相互間の内部の取引高を除く）の連結営業総収入に
締める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	①営業総収入	11,941百万円
	②経常利益	342百万円
	③当期純利益	221百万円
	④純資産額	639百万円
	⑤総資産額	1,057百万円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2023年2月28日現在

事業部門の名称	従業員数(人)
加盟店の経営指導	66(11)
直営店の運営	21(116)
全社（共通）	29(2)
合計	116(129)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、年間の平均臨時雇用者数(ただし、1日勤務時間8時間換算による)を()外数で記載しております。
2. 当社グループは、コンビニエンスストア事業の単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。

(2) 提出会社の状況

2023年2月28日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
38(38)	47.4	20.9	6,330,054

2023年2月28日現在

事業部門の名称	従業員数(人)
直営店の運営	9(36)
全社（共通）	29(2)
合計	38(38)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、年間の平均臨時雇用者数(ただし、1日勤務時間8時間換算による)を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、コンビニエンスストア事業の単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループには労働組合がありませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは「地域社会のより豊かな暮らしと幸福のためにご奉仕します」という経営理念に基づき、お客様と同じ地域の生活者としての視点を持って店舗ごとの個性を重視した商売に取り組んでおります。

(2) 中長期経営計画

当社グループは、持続的な成長と企業価値の向上を目指して、7ヶ年の「中長期経営計画」（2021年2月期～2027年2月期）を策定しております。

7ヶ年の経営計画とした理由は、ローソン・スリーエフへのブランド転換により、短期間のうちに1店舗平均30百万円を超える全面改装を行ったことで、今後の経営環境において「リース負担発生期」と「未発生期」が生じることになったためです。このことは、当社グループの収益性が10年周期で大きく変動することを意味しており、目先の結果にとらわれず、中長期的な視点で経営を行っていくことが必要となります。そのために、ブランド転換に費やした2018年2月期から2020年2月期までの3ヶ年を「接合期」、2021年2月期から2023年2月期までの3ヶ年を「育成期」、2024年2月期から2025年2月期までの2ヶ年を「成長期」、2026年2月期から2027年2月期までの2ヶ年を「収穫期」と位置付け、苗木が成長して大樹に至るような10年経営を実践してまいります。

〔中長期経営計画において目指す姿〕

- ・日本一のコンビニチェーン（お客様支持No.1）
- ・加盟店と本部の一塊経営

(3) 目標とする経営指標

当社グループは、加盟店と同じ目線で一塊となって経営を推進していくために、「中長期経営計画」において個店平均日販と加盟店利益の継続的な向上を最重要指標として定めております。

「中長期経営計画」の最終年度である2027年2月期には、個店平均日販13%増（2020年2月期比）、加盟店利益28%増（2020年2月期比）を達成することにより、経常利益10億円以上、親会社株主に帰属する当期純利益3億円以上を実現してまいります。

(4) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、「個店力強化」と「加盟店経営の安定化」を重点戦略に掲げ、持続的な成長と企業価値の向上に努めてまいります。

(5) 経営環境及び会社の対処すべき課題

今後のわが国経済は、ウィズコロナの生活様式が定着し、感染を警戒した消費活動の自粛が薄らぐことで、経済活動の正常化が一段と進むことが期待されるものの、エネルギー価格や原材料価格等の高騰が経済活動や個人消費に影響を及ぼすなど、引き続き不透明な状況で推移するものと思われます。

コンビニエンスストア業界は、業態を超えた販売競争が激化するなか、原材料価格や物流費、水道光熱費、人件費等の上昇による店舗運営コストの増加圧力なども加わり、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような環境の下、当社グループは、2027年2月期に向けた中長期経営計画を着実に遂行し、成長戦略に取り組むことで数値計画を確実に達成し、収益性の向上を図ってまいります。

〔成長戦略〕

当社グループは、ローソン・スリーエフへのブランド転換時に2年間の短期間で全面改装（1店舗平均30百万円超）を行ったことで、当該改装工事に係る費用を7年間に均してリース料として負担しておりますが、2025年2月期には千葉・埼玉エリアの店舗が、2026年2月期には東京・神奈川エリアの店舗のリース料負担が低減することになります。連結子会社のコスト削減により、以降は経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益の大幅

改善が見込まれます。リース料負担の低減にはまだ時間を要しますが、これによって見込まれる経営資金を「個店平均日販」を更に向上させるための各種施策に投資することで、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現してまいります。

① 個店最適化

ローソンチェーン一律の取り組みに加えて、ローソン・スリーエフとして個店最適化に本格的に取り組めます。具体的には、個店ごとに競合店に対する優位性確保を目的としたチャレンジテーマ、強化カテゴリーを定め、精緻な店舗競争力向上でシェア争いに打ち勝つことを目指します。そのために2022年4月より導入しているタブレット端末を有効活用し、本部と加盟店間、加盟店同士のコミュニケーションの活性化を図ることで加盟店の意識改革を促します。当然、競合店は一様ではないことから、個店ごとに異なる戦略を取ることであり、競合対比で品揃えの最適化とサービスレベルの改善が進むことになります。

② 戦略的な競争力向上

個店別に異なる競争環境に応じて、経営資源（人的リソースや予算等）を選択的に投下してまいります。店舗運営と店舗開発が一体となって、目的を持った店舗改装やハード改善、青果強化、品揃えの最適化など、戦略的に競合店に対する競争力を向上させることでお客様の信頼を得るお店づくりを進めてまいります。

③ 加盟店経営の安定化

加盟店の品揃え拡充や販売促進に対する経費支援を継続してまいります。また、ローソン・スリーエフ独自商品（やきとり、チルド弁当、お総菜等）に関して、各種キャンペーンの実施などによる販売促進を強化してまいります。

※文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

2 【事業等のリスク】

当社グループの事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある主な事項は以下のとおりであります。なお、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクが顕在化した場合に当社グループの経営成績等の状況に与える具体的な影響につきましては、合理的に予見することが困難であるため記載しておりません。

これらのリスクに対し、当社グループはリスク管理に係る基本的な事項について「経営危機管理規程」を定め、当社グループを取り巻く様々なリスクに的確に対処できる体制を整備するとともに、危機管理委員会がリスクの分析、対策の検討を行い、正常な事業活動に著しい影響を及ぼす事態が発生した場合は対策本部を設置し、対策本部長を中心に迅速に対処する体制を整備しております。また、大規模災害や食品事故等の事業活動全体に大きな影響を与えるリスクに対しては、個別に対応マニュアルを作成するなど、リスクの拡大を最小限にとどめる体制をとっております。

なお、以下の各事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、当社グループの事業に関するリスクをすべて網羅しているとは限りません。

経営環境の動向によるリスク

当社グループは、コンビニエンスストア事業を営んでおります。そのため、景気や個人消費の動向および異常気象や天候不順並びに同業他社・異業種小売業などとの更なる競争の激化など、国内の経営環境の変化により、当社グループの業績および財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。また、火災、地震等の災害や不慮の事故の影響で、店舗への物流の遅延や停止、あるいは店舗の損害等により営業活動に影響を及ぼす可能性があります。

法規制に関するリスク

当社グループは、食品の安全性、公正な取引、環境保護、個人情報の保護等に関する法規制の適用および行政による許認可等の様々な法規制を受けております。役員および従業員はこれらの法規制等の遵守に努めておりますが、将来、これらの規制強化や法規制の変更等により、その対応等で新たな費用が発生することにより、当社グループの業績および財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

食品の安全性や衛生管理に関するリスク

当社グループは、コンビニエンスストア事業を営んでおり、お客様に食品の販売を行っております。食品の販売におきましては安心・安全に対してこだわり続け、品質管理や鮮度管理を徹底して、厳格な衛生管理に努めておりますが、当社グループの取扱い商品により、万一、お客様にご迷惑をお掛けする事態が発生した場合は、お客様の信頼失墜による売上の減少や損害賠償責任およびその問題への対策に費用が発生することにより、当社グループの業績および財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

フランチャイズ事業に関するリスク

当社グループは株式会社ローソンと企業フランチャイズ契約を締結し、「ローソン・スリーエフ」ブランドにて店舗を展開しております。フランチャイズシステムは契約当事者の双方向の信頼関係により業績が向上するシステムであり、当社グループと株式会社ローソンのいずれかの要因により信頼関係が損なわれ、万一、企業フランチャイズ契約が解消される事態に至った場合は、当社グループの業績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループは「ローソン・スリーエフ」ブランドのコンビニエンスストア事業において、独立の事業者である第三者との間でフランチャイズ契約を締結し、継続的な関係を構築して店舗のチェーン展開を行っております。したがって、当該契約に基づき加盟店を運営する加盟者の法令違反、不祥事等の行為によりブランドイメージにダメージを受けることがあります。また、加盟者との間で何らかのトラブルや訴訟を起こされた場合、その結果によっては、当社グループの業績および財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当社グループが判断したものであります。なお、当社グループは、コンビニエンスストア事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

また、当連結会計年度より、「営業外収益」の「受取賃貸料」として表示していた当社所有物件の賃貸料、及び「その他」として表示していた直営店の収納代行手数料等は、「営業収入」の「その他の営業収入」として、「営業外収益」の「受取負担金」として表示していた店舗の節電用設備の加盟店負担分、及び「その他」として表示していた保険事務手数料、保険金、見舞金等は「販売費及び一般管理費」と相殺して表示するものと変更し、表示方法の変更を反映させた組替え後の数値で前連結会計年度との比較・分析を行っております。

また、当連結会計年度より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。これにより、前連結会計年度と収益認識に関する会計処理が異なっておりますが、当該会計基準適用による影響は軽微なため、前連結会計年度との比較・分析を行っております。

（業績等の概要）

（1）業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続くなか、行動制限の緩和等に伴う人流の回復により景気は徐々に持ち直しの動きが見られるものの、円安の進行やウクライナ情勢等に起因したエネルギー価格・原材料価格等の高騰が個人消費に影響を与えるなど、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

コンビニエンスストア業界におきましては、人流回復に伴い売上はコロナ禍前の水準まで戻ってまいりましたが、水道光熱費や人件費等の上昇により店舗運営コストが大幅に増加するなど、引き続き厳しい経営環境が続いております。

このような環境の下、当社グループは、加盟店と同じ目線で一塊となって経営を推進していくために、中長期経営計画（2021年2月期～2027年2月期）において、「個店平均日販」と「加盟店利益」の継続的な向上を最重要指標と定め、①「個店力強化」②「加盟店経営の安定化」を重点戦略とした各種施策に取り組むとともに、お客様の利用動向への変化対応を続けながら、目標達成に向けた取り組みを進めております。

当社グループ運営店舗の概況

〔ローソン・スリーエフ〕

株式会社エル・ティーエフが事業展開する「ローソン・スリーエフ」におきましては、「個店平均日販」が引き続きコロナ禍前の水準を上回る状況で推移しているものの、原材料価格等の高騰に伴う商品価格の改定に対してお客様の節約志向が高まったことにより、6月までは伸長率が低調に推移しました。7月以降はコロナ禍から平常化が進んだことによる人流の回復で、お客様の購買行動に変化が見られ、経済性重視からコンビニエンスストアの強みである利便性重視へのウエイトが高まったことにより、「個店平均日販」の伸長率は大幅に改善されました。経営環境が大きく変化するなか、プライスラインの幅を広げて商品の選択肢を増やすなど、価格政策の適正化とお客様の利用動向の変化に合わせた販売戦略を進めてまいりました。

運営面におきましては、株式会社ローソンが推進する“ハピロー”などの各種集客施策に加え、当社独自商品のみを対象とした割引クーポン券を地域のお客様に配布するなど、転換後としては初となる独自の販売促進活動を実施することで集客を図るとともにブランドの訴求に努めてまいりました。また、「個店平均日販」と「加盟店利益」の継続的な向上に向けた独自の取り組みとして、加盟店の品揃え拡充のための経費支援を行うことで個店ごとにお客様ニーズに対応したお店づくりを推進してまいりました。更に、電気料金等の高騰に伴う加盟店の経費負担を軽減するための取り組みとして、個店の状況に応じた各種特別支援を実施しており、「加盟店利益」への影響を最小限に抑えるよう対策を進めてまいりました。

商品面におきましては、各種販売促進活動などによりお客様に対して独自商品の魅力を訴求したことなどが奏功し、「やきとり」や「青果」、2021年9月から販売を開始した「お総菜」などの独自商品の売上は引き続き堅調に推移しております。更に、5月からはローソンチェーンとして「無印良品」の導入を順次開始しており、導入した店舗では売上を押し上げる効果が生じております。

サービス面におきましては、フードデリバリーサービスのニーズが高まっていることから「Uber Eats（ウーバ

ーイーツ)」の導入店舗を順次拡大しております。

上記の取り組みに加えて、加盟店同士のコミュニケーションの活性化のために、新たにタブレット端末を全店に導入いたしました。成功店舗のノウハウを迅速に共有するなど、タブレット端末を利用したWEBミーティングシステムの活用により、本部と加盟店とのタテの繋がりに加え、加盟店間のヨコの繋がりを強化することで、加盟店の意識改革による個店改善、個店から生じたイノベーションの全店への波及を実現してまいります。

店舗開発におきましては、5店舗の新規出店、8店舗の閉店を行った結果、当連結会計年度末の総店舗数は333店舗となっております。なお、引き続き、収益改善が見込めない店舗のリロケートを推進してまいります。

〔g o o z（グーツ）〕

コンビニエンスストアに対するニーズの多様化に対応するため、当社が新型フォーマットとして事業展開する「g o o z（グーツ）」におきましては、依然としてコロナ禍前の水準まで日販を回復するには至っていないものの、まん延防止等重点措置が終了したことに加え、全国旅行支援などの経済支援策の効果による行楽需要の回復、行動制限のない年末年始帰省など本格的な活動再開を背景に、前年を上回る日販実績で推移しております。

商品面におきましては、グーツコーヒーやおにぎり、ベーカリーなどの主力商品の売上が好調に推移しております。また、ベーカリーやソフトクリームの全面リニューアル、専門店のかつサンドやファミリー層向けのキャラクター商品など、人流の回復、行楽需要を意識した商品を積極的に展開し、こちらの売上也好調に推移しております。加えて、値上げによる買い控えに対応するため、プライスラインの幅を広げ、新たに低価格の常温総菜の品揃えを拡充し、おにぎりなどとの買い合わせを促進することで売上機会の確保に繋げてまいりました。また、パーキングエリア店舗では、地元生産者との取り組みによる青果の品揃えの拡充や地元洋菓子店の焼き菓子を品揃えするなど、地域密着型のお店づくりを推進することで新たな売上を創出してまいりました。行動制限解除を受けた年末年始などのハイシーズンでは、土産品などの需要も回復傾向となっており、売上向上の一因となっております。

店舗開発におきましては、J R横浜タワー店の一部改装を行いました。新たにカフェスペースを設けるとともに専用のカフェメニューを提供することで、普段使いに加えてカフェニーズの取り込みを進めました。新たな出店・閉店は行わず、当連結会計年度末の総店舗数は4店舗となっております。

以上の結果、当連結会計年度の営業総収入は、個店の売上が順調に伸長していることに加え、直営店が増加したこと等により132億13百万円（前期比7.7%増）となりましたが、直営店経費、各種施策に対する販促費、本部負担水道光熱費等の増加により営業利益は1億52百万円（前期比37.7%減）、経常利益は1億57百万円（前期比37.2%減）、親会社株主に帰属する当期純損失は1億64百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失84百万円）となりました。

(2) 財政状態の状況

① 資産の状況

資産につきましては、前連結会計年度末に比べ5億37百万円減少し、43億47百万円となりました。これは主に、現金及び預金が4億33百万円減少したこと及び有形固定資産が1億50百万円減少したこと等によるものであります。

② 負債の状況

負債につきましては、前連結会計年度末に比べ3百万円増加し、5億39百万円となりました。これは主に、未払消費税等が11百万円減少したこと、未払法人税等が23百万円増加したこと等によるものであります。

③ 純資産の状況

純資産につきましては、前連結会計年度末に比べ5億41百万円減少し、38億7百万円となりました。これは主に、利益剰余金が2億39百万円減少したこと、非支配株主持分が3億円減少したこと等によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物の期末残高は、前連結会計年度末と比べ4億33百万円減少し、34億7百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益が68百万円（前連結会計年度は2億25百万円）、減損損失が89百万円（同25百万円）、その他流動資産が48百万円の増加（同8百万円の減少）、未払消費税等が11百

万円の減少（同8百万円の減少）となったこと等により、前連結会計年度より2億92百万円収入減の38百万円の収入となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、敷金及び保証金の回収による収入が14百万円（同40百万円）となったこと等により、前連結会計年度より10百万円収入減の11百万円の収入となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払額が74百万円（同75百万円）、非支配株主への配当金の支払額が4億9百万円（同1億93百万円）となったこと等により、前連結会計年度より2億14百万円支出増の4億83百万円の支出となりました。

(4) 最近2連結会計年度末現在における店舗数(加盟店及び直営店の合計店舗数)の状況

地域別	チェーン全店店舗数		
	前連結会計年度 (2022年2月28日)	当連結会計年度 (2023年2月28日)	比較増減
神奈川県	161(9)	158(9)	△3(―)
東京都	88(1)	88(2)	―(1)
千葉県	62(4)	63(4)	1(―)
埼玉県	29(2)	28(1)	△1(△1)
合計	340(16)	337(16)	△3(―)

(注) ()内の数字は直営店の店舗数であり、内数であります。

(生産、受注及び販売の状況)

当社グループにおいては、生産及び受注に該当する事項がないため、記載を省略しております。

販売実績

当社グループは、コンビニエンスストア事業の単一セグメントであり、当連結会計年度の販売実績の内訳を地域別、商品別に記載しております。

(1) 地域別売上状況

地域別	当連結会計年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)		
	チェーン全店売上高(百万円)	構成比(%)	前年同期比(%)
コンビニエンスストア事業			
神奈川県	30,399	47.7	2.3
東京都	16,340	25.6	2.6
千葉県	11,388	17.9	3.5
埼玉県	5,618	8.8	2.6
合計	63,746	100.0	2.6

(注) 1. 地域別の店舗数は「(業績等の概要) (4)最近2連結会計年度末現在における店舗数(加盟店及び直営店の合計店舗数)の状況」に記載のとおりであります。

2. チェーン全店売上高は直営店と加盟店の売上高の合計であります。

(2) 商品別売上状況

[ローソン・スリーエフ]

商品別	当連結会計年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)		
	チェーン全店売上高(百万円)	構成比(%)	前年同期比(%)
コンビニエンスストア事業			
ファストフード	13,262	21.2	5.7
日配食品	10,299	16.5	0.2
加工食品	34,047	54.5	2.7
非食品	4,896	7.8	△2.4
合計	62,505	100.0	2.4

(注) チェーン全店売上高は直営店と加盟店の売上高の合計であります。

[g o o z (グーツ)]

商品別	当連結会計年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)		
	チェーン全店売上高(百万円)	構成比(%)	前年同期比(%)
コンビニエンスストア事業			
ファストフード	735	59.3	9.7
日配食品	76	6.1	7.0
加工食品	400	32.3	14.0
非食品	27	2.2	3.9
合計	1,240	100.0	10.7

(経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容)

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は以下のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 財政状態の分析

「(業績等の概要) (2) 財政状態の状況」に記載のとおりであります。

(2) 経営成績の分析

「(業績等の概要) (1) 業績」に記載のとおりであります。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

「(業績等の概要) (3) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(4) 資本の財源及び資金の流動性

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、商品の仕入、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、設備投資等によるものであります。

当社グループは、事業運営上必要な資金の流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。運転資金や設備投資は自己資金を基本としております。

(5) 経営者の問題意識と今後の方針について

「1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】」に記載のとおりであります。

(6) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたり、資産および負債または損益の状況に影響を与える会計上の見積りは、過去の実績等の連結財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

4 【経営上の重要な契約等】

(1) 「ローソン・スリーエフ」加盟契約の要旨

a. 当事者（株式会社エル・ティーエフと加盟者）の間で取り結ぶ契約

(a) 契約の名称

フランチャイズ契約

(b) 契約の本旨

株式会社エル・ティーエフの許諾によるコンビニエンスストア（ローソン・スリーエフ店）経営のためのフランチャイズ契約関係を形成すること。

b. 使用させる商標・商号その他の表示に関する事項

コンビニエンスストア経営について「ローソン・スリーエフ」「ローソン」「スリーエフ」の商品商標、サービスマーク、意匠その他営業シンボル、著作物の使用をすることが許諾されます。

c. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項

株式会社エル・ティーエフは、加盟者に対し、開業時在庫品以外の商品の販売をせず、加盟者は株式会社エル・ティーエフの推薦する仕入先その他任意の仕入先から商品を買取ります。

d. 経営の指導に関する事項

(a) 加盟に際しての研修

加盟者を含む専従者2名は、株式会社エル・ティーエフの定める研修のすべての課程を修了する必要があります。

(b) 研修の内容

スクールトレーニング（フランチャイズ・システムの理解、販売心得、接客方法、商品管理、法令遵守、従業員管理、経営計画書の策定）及びストアトレーニング（オープンに向け必要となる技術、技能の修得）があります。

(c) 加盟者に対する継続的な経営指導の方法

株式会社エル・ティーエフは、担当者を定期的に（原則週1回以上）派遣して、「円滑な店舗経営のための環境づくり」「お客様の満足と売上・利益を向上させるための売場構成・商品配置・商品陳列・商品管理・発注業務等」「棚卸ロス・販売許容時間切れ等による管理」「売場状況（品揃え・鮮度・サービス・クリーン等）」「販売促進」「月次・四半期・年次のフランチャイズ契約に定める会計業務」「店舗設備・各種機器の維持」「従業員の募集・教育・雇用管理等」に関する指導を行います。

e. 加盟者から定期的に徴収する金銭に関する事項

株式会社エル・ティーエフは、加盟者が経営する店舗の総荒利益高（月間売上高から、現実に販売された商品等の原価（売上原価から、見切処分や棚卸ロスなど販売が実現しなかった商品の原価を差し引いた残高）を差し引いたのちの残高）を基に一定の割合で算出された金額を、株式会社エル・ティーエフが実施するサービス等の対価として徴収します。

f. 契約の期間、契約の更新及び契約解除に関する事項

(a) 契約期間

新規オープン日の属する月の初日から満10ヶ年目の日

(b) 契約の更新の要件及び手続

期間満了により終了し、更新はありません。ただし、契約終了の6ヶ月前までに株式会社エル・ティーエフと加盟者が合意した場合には最新のフランチャイズ契約により再契約を締結します。

(2) 企業フランチャイズ契約の要旨

a. 契約の当事者

株式会社エル・ティーエフ及び株式会社ローソン

b. 契約締結日

2016年8月4日

c. 契約の名称

企業フランチャイズ契約

d. 契約の内容

コンビニエンスストア「ローソン・スリーエフ」の直営店及びフランチャイズ店の営業の許諾

(a) コンビニエンスストア経営について「ローソン」の店舗名称・商品商標、サービスマーク等の使用をすることの許諾

(b) 株式会社エル・ティーエフが「ローソン・スリーエフ」の直営店及びフランチャイズ店の営業を行うための指導援助

(c) 株式会社エル・ティーエフは、企業FCチャージとして、各個店の総荒利益高にチャージ率を乗じたものの契約店舗全体の総合計額を、対価として株式会社ローソンに定期的に支払います。

e. 契約期間

2016年9月7日から向う18年間

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

2 【主要な設備の状況】

2023年2月28日現在における当社グループの各事業所の設備、投下資本並びに従業員の配置状況は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 （人）
				建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	土地		合計	
						面積 （㎡）	金額		
本部	横浜市 中区	コンビニエンス ストア事業	事務所	14	15	—	—	30	29 (2)
その他	町田市他	〃	店舗・用地	16	—	331.03	83	99	—
(神奈川県) gooz いちよう 並木通り店 他	横浜市他	〃	〃	—	—	329.86	60	60	6 (23)
(埼玉県) gooz 狭山 P A 店 他	狭山市他	〃	〃	1	—	697.00	160	162	3 (13)
合計	—	—	—	32	15	1,357.89	304	353	38 (38)

(注) 1. 「その他」の土地の主なものは次のとおりであります。

静岡県伊東市 1百万円
東京都町田市 82百万円

2. 従業員数の()内の数字は、年間の平均臨時雇用者数(ただし、1日勤務時間8時間換算による)及び店舗運営管理委託者数であり、外数で記載しております。

(2) 国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)			従業員数 (人)
				建物及び構築物	工具、器具及び備品	合計	
㈱エル・ティーエフ	事務所 (横浜市中区)	コンビニエンスストア事業	事務所	—	—	—	78 (91)

(注) 1. 従業員数の()内の数字は、年間の平均臨時雇用者数(ただし、1日勤務時間8時間換算による)及び店舗運営管理委託者数であり、外数で記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	30,000,000
計	30,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2023年2月28日)	提出日現在 発行数(株) (2023年5月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	7,707,095	7,707,095	東京証券取引所 スタンダード市場	権利内容になんら限定の ない当社における標準と なる株式 単元株式数100株
計	7,707,095	7,707,095	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2017年8月1日 (注)	—	7,707,095	△1,296	100	—	1,645

(注)2017年8月1日に、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を1,296百万円減少し、同額をその他資本剰余金へ振り替えたものであります。

(5) 【所有者別状況】

2023年2月28日現在

2025年2月28日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	2	17	48	12	9	5,142	5,230	—
所有株式数（単元）	—	122	1,742	32,231	1,720	23	41,169	77,007	6,395
所有株式数の割合（％）	—	0.16	2.26	41.85	2.23	0.03	53.46	100.0	—

- (注) 1. 自己株式132,703株は「個人その他」欄に1,327単元、「単元未満株式の状況」欄に3株含まれております。
2. 「その他の法人」欄には、証券保管振替機構名義の株式が2単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2023年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(株) JMK瑞穂	東京都世田谷区玉川田園調布2-2-14	2,702	35.68
菊池 淳司	東京都世田谷区	405	5.36
(株) ローソン	東京都品川区大崎1-11-2	361	4.77
中居 京子	東京都世田谷区	317	4.19
宇佐見 瑞枝	東京都大田区	264	3.49
山本 知宏	神奈川県横浜市青葉区	231	3.05
中居 勝利	東京都世田谷区	112	1.48
小沼 滋紀	千葉県野田市	92	1.23
INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人 インタラクティブ・ブローカーズ証券(株))	ONE PICKWICK PLAZA GREENWICH, CONNECTICUT 06830 USA (東京都千代田区霞が関3-2-5)	88	1.17
菊池 瑞穂	東京都世田谷区	80	1.06
計	—	4,656	61.47

(注) 上記大株主の菊池瑞穂氏は、2022年4月16日に逝去されましたが、2023年2月28日現在において名義書換未了のため、同日現在の株主名簿上の名義で記載しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 132,700	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,568,000	75,680	—
単元未満株式	普通株式 6,395	—	—
発行済株式総数	7,707,095	—	—
総株主の議決権	—	75,680	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が200株含まれております。
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数2個が含まれております。
2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が3株含まれております。

② 【自己株式等】

2023年2月28日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) (株) スリーエフ	横浜市中区日本大通17番地	132,700	—	132,700	1.72
計	—	132,700	—	132,700	1.72

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	127	37
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 「当期間における取得自己株式」には、2023年5月1日から有価証券報告書提出日までに取得した株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社 分割に係る移転を行った取得自己 株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	132,703	—	132,703	—

(注) 当期間の「保有自己株式数」には、2023年5月1日から有価証券報告書提出日までに取得した株式数は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主様に対する利益還元を経営の重要事項の一つとして位置づけ、持続的な成長を実現するために、必要な内部留保を図りながら、業績に裏付けされた成果の配分を行うことを基本方針としております。

配当の回数につきましては、従来と同様に中間配当および期末配当の年2回の配当を行っていくことを基本的な方針としております。また、配当に関する事項の決定は、会社法第459条の規定により、株主総会の決議にはならず、取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

なお、当期の配当につきましては、今後の中長期的な業績見込み等を踏まえて総合的に判断した結果、1株につき中間配当5円、期末配当5円の年間10円とさせていただきます。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2022年10月13日 取締役会決議	37	5.0
2023年4月20日 取締役会決議	37	5.0

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主、お客様、加盟店、取引先、従業員など、当社グループを取り巻く全てのステークホルダーとの共存共栄を実現することが、企業グループとして目指すべき経営であると考えており、継続的に企業価値を向上させていくためにも、経営における透明性の向上と経営目標の達成に向けた経営監視機能の強化を図っていくことが重要であると考えております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a. 企業統治の体制の概要

当社は、監査役設置会社であります。また会社の法定の機関として、株主総会、取締役会、監査役会および会計監査人を設置しております。

当社の取締役会については、取締役4名（当社の取締役は15名以内とする旨定款に定めております。）、うち社外取締役2名で構成され、毎月1回を定例に開催しており、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、経営戦略に係る重要な事項等を決定するとともに業務執行の状況を逐次監督しております。加えて、経営会議を毎月1回開催し、その他にミーティング等を随時開催することで、事業の状況把握と共有化を図っております。また、取締役の任期は1年となっており、経営環境の変化に応じた機動的な経営体制を確立しております。

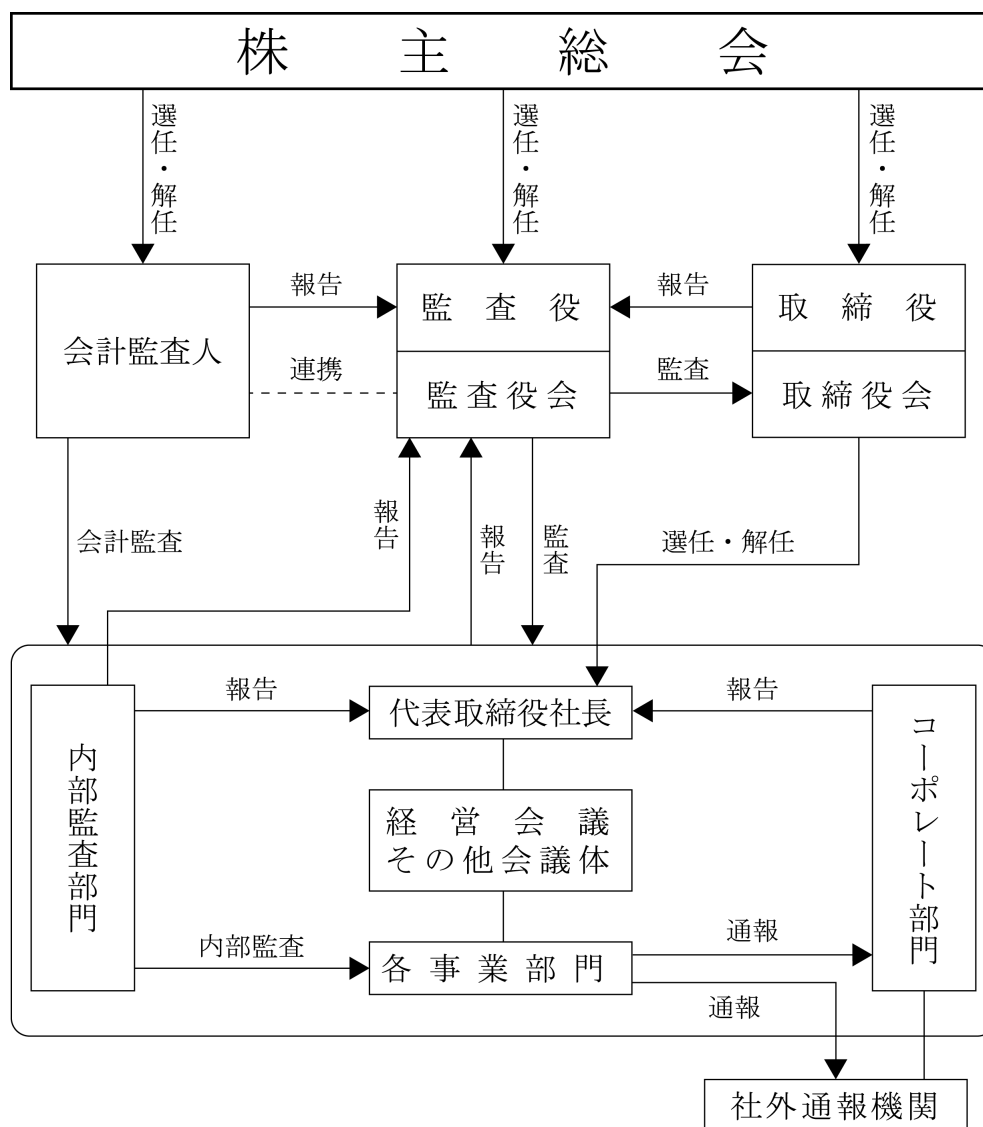
取締役の選任決議については、当社定款の規定により、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨および選任決議は累積投票によらない旨を定めております。

また、取締役の解任決議については、当社定款の規定により、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行うこととしております。

さらに、機動的な経営判断と迅速な業務執行の両立を目指し、執行役員制度を導入しており、適材適所に人材を登用する機会の確保と、責任と権限の委譲による営業力の強化に努めております。

当社の監査役会については、監査役3名、うち社外監査役2名で構成され、非常勤監査役を含む全ての監査役が取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べる他、常勤監査役は経営会議等、社内の重要な会議に出席しております。加えて、取締役からの経営状況の聴取や重要な決裁書類等の閲覧等を行うことで、経営や業務執行の監督・牽制の機能を果たしており、会計監査人および内部監査部門と連携を取りながら監査を実施しております。

企業統治の体制についての概要は次の通りであります。



各機関の構成員は次の通りであります。（◎は議長を表す）

役職名	氏名	取締役会	経営会議	監査役会
代表取締役社長	山口 浩志	◎	◎	—
取締役	菊池 淳司	○	○	—
社外取締役	増田 格	○	—	—
社外取締役	鈴木 伸佳	○	—	—
社外監査役	古荘 博一	○	○	◎
監査役	永田 俊雄	○	—	○
社外監査役	玉澤 健児	○	—	○

b. 企業統治の体制を採用する理由

当社は、取締役による迅速かつ的確な意思決定が行える体制と同時に業務執行の状況が監督できる体制が重要と考えており、取締役会は実質的な審議を行うことができる適切な規模とし、また、各取締役の業務執行の状況を各々の役員が相互に監督する現状の体制が適切であると判断しております。

また、当社の社外取締役2名および社外監査役2名は、当社との間に特別の利害関係はなく、企業経営、組織運営、財務および会計に関する豊富な経験と高い見識を有しており、当社経営陣から独立した立場で取締役会等に出席し、当社の取締役の職務の執行状況の把握に努めており、社外監査役を含む監査役会が内部監査部門および会計監査人と連携して、取締役の職務の執行を厳正に監査することにより、経営の透明性向上と客観性の確保が可能であると判断しているため、現状の体制を採用しております。

③ 企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社は、2015年5月21日開催の当社取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針を次の通り決定しました。

(a) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・法令・定款の遵守をコンプライアンス規程およびコンプライアンス・マニュアルにより徹底させます。
- ・内部通報規程に基づき、社内・社外の窓口としてのコンプライアンス担当部門および社外通報機関を活用することで、法令および定款違反等による不祥事の早期発見、自浄プロセスの稼働および風評リスク対策を進めています。
- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、警察および顧問弁護士と連携し、断固とした姿勢で臨み、関係を一切遮断します。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役会その他の重要な会議における意思決定に係る情報、その他の重要な決裁に係る情報、財務に係る情報、リスクおよびコンプライアンスに関する情報・文書については、文書管理規程等の社内規程に基づき記録・保存および管理を行い、必要な関係者が閲覧できる体制を整備します。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・コンプライアンス、環境、災害、品質および情報セキュリティ等にかかるリスクの管理については、それぞれの対応部署にて規則・ガイドラインを定めるものとし、新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、代表取締役に報告し、代表取締役は速やかに「危機管理委員会」にて対応します。
- ・内部監査部門の内部監査により法令および定款違反、その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容およびそれらがもたらす損失の程度等について直ちに代表取締役および常勤監査役へ通報します。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・月1回の定例取締役会および適宜臨時取締役会を開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行っています。
- ・取締役会とは別に経営会議を毎月開催し、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行うとともに、業務執行に関する基本事項および重要事項に関して迅速に的確な意思決定を行っています。
- ・取締役についてはその経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できるように任期を1年としています。
- ・取締役の業務執行については、取締役会規程に定められている事項とその付議基準および決裁権限基準に該当する事項はすべて取締役会に付議し、日常の職務執行については、組織規程および職務権限分掌等に基づき権限の委譲が行われ、それぞれの責任者がその権限により業務を遂行しています。

(e) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・連結対象子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制は、関係会社管理規程に基づき、当社の取締役会または経営会議への事業内容の定期的な報告を求めます。
- ・連結対象子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制は、リスク管理に関連する規定およびマニュアル等に基づいて、当社グループ全体のリスクを適切に評価し、管理する体制を構築します。

- ・連結対象子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制は、関係会社管理規程に基づき、重要案件について事前協議を行うなど、自主性を尊重しつつ、状況に応じて必要な管理を行ってまいります。
 - ・連結対象子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制は、当社のコンプライアンス規程およびコンプライアンス・マニュアルによりグループ全体のコンプライアンス体制を構築します。
- (f) 財務報告の適正性を確保するための体制
- ・適正な会計処理および財務報告を確保することができる内部統制システムを構築・整備し、これを適正に運用しています。
 - ・内部監査部門が、当社の財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について、その有効性評価を実施、確認を行っています。
 - ・財務報告に関する規程の整備・業務手順の明確化を行い、毎年、その整備・運用状況の評価を行っています。
- (g) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・監査役の職務を補助すべき監査役スタッフについては必要に応じて適宜選任するものとし、監査役スタッフは監査役会の指揮命令のもとで職務を遂行します。
- (h) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役スタッフの選任、異動および人事考課については監査役会の意見を聴取し、これを尊重します。
- (i) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・取締役および使用人は、監査役会規程および監査役監査基準に従い、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したときおよびその他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは監査役会に報告および情報提供を行います。
- (j) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・監査役へ報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、これをグループ全員に周知・徹底させます。
- (k) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査役の職務の執行について生ずる費用は当社で負担します。
- (l) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・常勤監査役は、取締役会および経営会議の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、稟議書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めます。
 - ・社外監査役は、取締役会に出席するとともに、常勤監査役と同様に稟議書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めます。
 - ・社外監査役は、企業活動に対する見識が豊富な方に就任いただき、経営トップに対する独立性を保持しつつ、的確な業務監査が行える体制とします。

b. リスク管理体制の整備の状況

当社はリスク管理に係る基本的な事項について「経営危機管理規程」を定め、当社を取り巻く様々なリスクに的確に対処できる体制を整備するとともに、危機管理委員会がリスクの分析、対策の検討を行い、正常な事業活動に著しい影響を及ぼす事態が発生した場合は対策本部を設置し、対策本部長を中心に迅速に対処する体制を整備しております。

また、大規模災害や食品事故等の事業活動全体に大きな影響を与えるリスクに対しては、個別に対応マニュアルを作成するなど、リスクの拡大を最小限にとどめる体制をとっております。

c. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

「a. 内部統制システムの整備の状況 (e) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制」に記載のとおりであります。

d. 責任限定契約の内容の概要

当社は、本書提出日において、会計監査人OAG監査法人との間で、会社法423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低限度額となっております。

e. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、本書提出日において、当社及び全ての当社子会社における全ての取締役（社外含む）及び監査役（社外含む）を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

当該保険契約では、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補する契約となっております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

保険料は原則として当社が負担しておりますが、株主代表訴訟担保特約部分の保険料については当社取締役及び監査役が負担しております。

f. 取締役の定数

「② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由 a. 企業統治の体制の概要」に記載のとおりであります。

g. 取締役の選任及び解任の決議要件

「② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由 a. 企業統治の体制の概要」に記載のとおりであります。

h. 取締役会で決議できる株主総会決議事項

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段に定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。

i. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性7名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長 コーポレート統括兼商品統括	山口 浩志	1967年7月24 日生	1992年4月 当社入社 2003年5月 当社経営企画室長 2006年3月 当社マーケティング部長 2007年3月 当社マーケティング室長 2012年9月 当社商品本部マーケティング部長 2013年3月 当社執行役員マーチャンダイジング本部長 2014年5月 当社取締役マーチャンダイジング本部長 2016年5月 当社代表取締役社長 2017年5月 スリーエフ・オンライン㈱代表取締役社長 2017年5月 ㈱エル・ティーエフ代表取締役社長 (現任) 2018年3月 当社代表取締役社長兼コーポレート統括兼商品統括 (現任)	(注) 3	6
取締役	菊池 淳司	1959年5月5 日生	1991年10月 (有)ジェイエムケイ瑞穂 (現㈱JMK瑞穂) 設立 同社代表取締役社長 (現任) 1994年4月 富士シティオ㈱取締役 1995年2月 当社取締役 1997年2月 富士シティオ㈱代表取締役常務 2000年4月 富士シティオ㈱代表取締役副社長 2001年3月 富士シティオ㈱代表取締役社長 2002年5月 スリーエフ・オンライン㈱取締役 2013年3月 当社取締役会長 2016年5月 当社取締役 (現任) 2019年1月 富士シティオ㈱代表取締役会長 (現任)	(注) 3	405
取締役	増田 格	1952年2月9 日生	1974年4月 三井信託銀行㈱入社 1999年6月 同社取締役業務企画部長 2000年4月 中央三井信託銀行㈱執行役員業務部長 2002年2月 同社常務執行役員 2006年5月 同社専務執行役員 2006年6月 同社取締役専務執行役員 2010年6月 同社代表取締役副社長 2012年4月 三井住友信託銀行㈱顧問 2012年5月 当社取締役 (現任) 2012年6月 京成電鉄㈱社外監査役 2016年6月 ㈱日本製鋼所社外監査役 2017年5月 富士シティオ㈱社外取締役 (現任) 2017年6月 日本紙パルプ商事㈱社外取締役 (現任) (2023年6月退任予定)	(注) 3	—
取締役	鈴木 伸佳	1965年9月17 日生	1997年11月 司法試験合格 (第51期) 1999年4月 東京弁護士会所属 川越法律事務所入所 2011年9月 鈴木伸佳法律事務所開所 同事務所 所長 (現任) 2016年11月 俺の㈱社外取締役 2017年5月 当社取締役 (現任) 2018年7月 俺の㈱社外監査役	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役	古 荘 博一	1953年 1 月 1 日生	1975年 4 月 三井信託銀行(株)入社 1998年 3 月 同社玉川支店長 2000年 4 月 中央三井信託銀行(株)資産監査部副部長 2001年 3 月 同社新橋支店長 2003年 9 月 中央三井カード(株)取締役管理部長 2007年 4 月 中央三井ビジネス(株)取締役企画部長 2012年 4 月 不二建設(株)常勤監査役 2014年 5 月 当社監査役（現任） 2014年 6 月 (株)デベロッパー三信監査役	(注) 4	—
監査役	永 田 俊雄	1955年 2 月 14 日生	1977年 4 月 富士シティオ(株)入社 2004年 5 月 同社販売本部部長 2006年 1 月 同社人事部長 2008年 5 月 同社取締役 2012年 5 月 同社常務取締役 2013年 5 月 当社監査役（現任） 2019年 1 月 富士シティオ(株)代表取締役社長（現任）	(注) 5	3
監査役	玉 澤 健児	1949年11月20 日生	1973年 4 月 東京国税局入局 1984年 8 月 公認会計士登録 監査法人サンワ東京丸の内事務所 (現有限責任監査法人トーマツ) 1990年 6 月 勝島敏明税理士事務所 2001年 8 月 税理士登録 2001年 9 月 玉澤健児税理士事務所開設（現任） 2006年 5 月 富士シティオ(株)監査役（現任） 2010年 5 月 当社監査役（現任）	(注) 6	—
計					416

- (注) 1. 取締役増田格、鈴木伸佳は、社外取締役であります。
2. 監査役古荘博一、玉澤健児は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2023年 2 月期に係る定時株主総会の終結時から2024年 2 月期に係る定時株主総会の終結時までであります。
4. 監査役古荘博一の任期は、2020年 2 月期に係る定時株主総会の終結時から2024年 2 月期に係る定時株主総会の終結時までであります。
5. 監査役永田俊雄の任期は、2023年 2 月期に係る定時株主総会の終結時から2027年 2 月期に係る定時株主総会の終結時までであります。
6. 監査役玉澤健児の任期は、2020年 2 月期に係る定時株主総会の終結時から2024年 2 月期に係る定時株主総会の終結時までであります。

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は2名であります。また、社外監査役は2名であります。社外取締役および社外監査役のいずれとも当社との間には特別な利害関係はありません。なお、社外役員を選任するための当社からの独立性は、株式会社東京証券取引所が定める独立性に関する基準等を判断基準にし、独立性を確保しつつ職務を適切に遂行できる人物を選任しております。

社外取締役増田格氏は、日本紙パルプ商事株式会社および富士シティオ株式会社の社外取締役であり、経営者としての豊富な経験と十分な知見を有しており、大所高所から経営全般に対する適切な発言をいただくことができると判断しております。なお、これら法人と当社との間に、資本的関係その他の利害関係はありません。

社外取締役鈴木伸佳氏は、弁護士としての資格を有しており、豊富な専門知識と経験を活かし、コンプライアンスの観点から適切な発言をいただくことができると判断しております。

社外監査役古荘博一氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言をいただくことができると判断しております。

社外監査役玉澤健児氏は、公認会計士および税理士としての資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。なお、資本的関係その他の利害関係はありません。

当社は、増田格、鈴木伸佳、古荘博一、玉澤健児の4氏を、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員として、株式会社東京証券取引所に届け出ております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、取締役会に出席し、独立的な立場から経験・知見等を活かした経営の監督を行うとともに、経営全般に関する助言や意見交換等を行っております。

また、社外監査役は、会計監査人や内部監査部門と、監査計画、監査方針、監査結果等に関する協議を行うほか、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を含めて情報交換を行い、相互の連携に努めております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

監査役監査は、監査役会で定めた監査役会規程、監査役監査基準、監査計画書に従い、常勤監査役と非常勤監査役が分担して監査を実施しております。また、監査役全員が取締役会に常時出席し、取締役の職務の執行状況について監査を実施し、常勤監査役は重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議等の重要な会議にも出席して監査役としての監査が実質的に機能するよう体制の整備を行っております。さらに、監査役会は定期的に代表取締役と会合を持ち相互認識を深めるとともに、会計監査人や内部監査部門とも密接な連携がとれる体制構築をしております。

当事業年度において監査役会を13回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりです。

区 分	氏 名	出席状況
常勤監査役 社外監査役	古 莊 博一	13回中13回
監査役	永 田 俊雄	13回中13回
社外監査役	玉 澤 健児	13回中13回

監査役会における主な検討事項・報告事項は、常勤監査役の選定、監査方針や監査計画の策定、監査報告書の作成、会計監査人の選解任又は不再任に関する事項、会計監査人の評価・報酬に対する同意に関する事項、常勤監査役による月次活動報告に基づく情報共有等となっております。

常勤監査役は、取締役会以外にも経営会議等の重要な会議に毎回出席し意見を述べる他、すべての稟議書を閲覧し各部門長に質問、意見等を行っております。また、必要に応じて、内部監査部門及び会計監査人から情報収集、意見交換を行う等、連携を図っており、得られた情報については定期的に開催される監査役会において常勤監査役から監査役へ報告がなされ、情報の共有化を図っております。

② 内部監査の状況

当社の内部監査は、内部監査規程に基づき内部監査部門が業務全般にわたる監査を実施しております。内部監査部門は監査計画に従い、業務監査、個人情報監査などを行い、それぞれの内部監査報告書を代表取締役提出しております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

〇 A G 監査法人

b. 継続監査期間

4 年間

c. 業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員 今 井 基 喜

指定社員 業務執行社員 池 上 敬

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 5 名

e. 監査公認会計士等の選定方針と理由

国内法人の監査に特化していることにより、当社の事業規模に適した効果的かつ効率的な監査対応が可能であること、並びに品質管理体制や独立性等の監査公認会計士等の概要、監査公認会計士等から示された監査計画、職務遂行状況、監査体制及び監査報酬等を総合的に勘案した結果、適任であると判断しました。

なお、監査公認会計士等が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき監査公認会計士等の解任をいたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、監査公認会計士等を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査公認会計士等が適正な監査を行うことが困難であると認められた場合には、監査役会は監査公認会計士等の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査公認会計士等の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査公認会計士等に対して評価を行っており、適時適切に監査状況を把握しております。その結果、監査活動の適切性・妥当性その他職務の遂行に関する状況等から、当社の会計監査が適正に行われていると評価しました。

④監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	14	—	14	—
連結子会社	—	—	—	—
計	14	—	14	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針といたしましては、監査公認会計士等により提示される監査計画の内容をもとに監査日数、当社の規模及び事業の特性等を勘案して監査役会も交えた監査公認会計士等との十分な協議の上、決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又は算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員の報酬限度額は、1992年4月23日開催の第11回定時株主総会において、取締役について年額2億円以内（決議時の取締役の員数9名）、2002年5月23日開催の第21回定時株主総会において、監査役について年額25百万円以内（決議時の監査役の員数3名）として承認されております。

取締役の報酬制度については、基本報酬（固定報酬）と業績連動報酬で構成されております。報酬の決定にあたっては、独立社外取締役が議長を務める任意の指名・報酬委員会（2022年5月26日開催）に諮問し、その審議・答申を踏まえて、取締役会の授権を受けた代表取締役社長 山口浩志が決定しております。当事業年度の取締役の報酬等の内容につきましては、任意の指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っていることから、取締役会は、その内容が当該方針に沿うものであると判断しております。なお、社外取締役については、業務執行から独立した立場であることから、基本報酬（固定報酬）のみで構成されております。

（基本報酬）

社内規程で定められた役職ごとの係数に基づく役位別基準報酬を参考に経営能力や経歴等を勘案して、任意の指名・報酬委員会が適切な水準を定めております。

（業績連動報酬）

業績向上に対するインセンティブとしての機能を発揮するよう、連結経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益等の業績目標値に対する達成度を評価指標として、任意の指名・報酬委員会が適切な水準を定めております。

また、監査役については、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、常勤監査役と非常勤監査役の別、業務の内容等を勘案し、監査役の協議により決定しております。

② 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長兼コーポレート統括兼商品統括 山口浩志に対し各取締役の基本報酬の額および社外取締役を除く各取締役の業績等を踏まえた業績連動報酬の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の貢献度等について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に任意の指名・報酬委員会に諮問し、その審議・答申を得ております。

③ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	33	16	17	—	—	2
監査役 (社外監査役を除く。)	1	1	—	—	—	1
社外役員	21	21	—	—	—	4

(注) 1. 当事業年度末現在の人数は、取締役4名、監査役3名であります。

2. 取締役（社外取締役を除く）の報酬等の総額には、連結子会社の代表取締役社長を兼務する当社取締役に対して、当該子会社が負担する金額15百万円が含まれております。

④ 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

⑤ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社の保有する投資株式は、当社の企業価値の向上を目的として、取引関係の強化・構築や事業の円滑な推進を図れるかどうかを観点に長期的な政策で保有している政策保有株式であり、配当収益や売買目的の純投資目的である投資株式は保有しないことを原則としております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

政策保有株式については、取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携または協働ビジネス展開の円滑化及び強化等の観点から、やむを得ないと判断された場合に限り、取締役会の承諾を得て、当該取引先等の株式を取得・保有することがあります。また、保有の適否については、保有する上での中長期的な経済合理性や取引先との総合的な関係の維持・強化の観点から保有効果等の検証として、毎月の定時取締役会において当該取引先からの取引商品の販売状況及び店舗の売上への寄与等を報告しており、株式の保有が適切でないと判断される銘柄については、市場への影響等を総合的に考慮のうえ売却します。なお、2023年2月末時点の政策保有株式は1銘柄で、時価総額は連結総資産の1%未満となっていることから、財務バランスに与える影響は軽微であります。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	1	38

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
日東ベスト(株)	50,000	50,000	定量的な保有効果の記載は困難ですが、ローゾン・スリーエフにおいて独自商品として販売しているチルド弁当の取引先であり、ローゾンチェーンとの差別化による企業価値向上を目的として、取引先との良好な関係の維持、強化を図るために保有しております。信頼関係の構築・維持強化の必要性や事業上の取引状況等に基づく保有意義、同社との取引関係等による経済合理性について取締役会で定期的に検証・審議を行い、保有の合理性があると判断しております。	有
	38	39		

みなし保有株式

該当事項はありません。

- ③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

- ④ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

- ⑤ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2022年3月1日から2023年2月28日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2022年3月1日から2023年2月28日まで)の財務諸表について、OAG監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みとして、OAG監査法人及び各種団体の主催するセミナーに参加する等積極的な情報収集活動に努め、会計基準等の内容や変更等を適切に把握し、的確に対応することができる体制を整備しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年 2 月28日)	当連結会計年度 (2023年 2 月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,841	3,407
商品	100	108
貯蔵品	0	0
前払費用	9	9
未収入金	100	98
その他	41	90
流動資産合計	4,092	3,714
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	298	226
減価償却累計額	△171	△194
建物及び構築物（純額）	127	32
工具、器具及び備品	194	176
減価償却累計額	△122	△160
工具、器具及び備品（純額）	71	15
機械及び装置	3	3
減価償却累計額	3	3
機械及び装置（純額）	-	-
土地	293	293
有形固定資産合計	492	341
無形固定資産		
その他	0	-
無形固定資産合計	0	-
投資その他の資産		
投資有価証券	39	38
敷金及び保証金	254	235
繰延税金資産	32	30
その他	19	30
貸倒引当金	△44	△44
投資その他の資産合計	300	291
固定資産合計	792	633
資産合計	4,885	4,347

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年 2 月 28 日)	当連結会計年度 (2023年 2 月 28 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	60	61
未払金	203	204
未払法人税等	66	89
未払消費税等	46	34
預り金	15	14
賞与引当金	90	85
その他	13	14
流動負債合計	496	503
固定負債		
資産除去債務	9	9
長期預り保証金	※1 26	※1 23
その他	3	3
固定負債合計	39	36
負債合計	536	539
純資産の部		
株主資本		
資本金	100	100
資本剰余金	5,814	5,814
利益剰余金	△2,100	△2,340
自己株式	△86	△86
株主資本合計	3,728	3,488
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	6	6
その他の包括利益累計額合計	6	6
非支配株主持分	613	313
純資産合計	4,348	3,807
負債純資産合計	4,885	4,347

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年 3 月 1 日 至 2022年 2 月28日)	当連結会計年度 (自 2022年 3 月 1 日 至 2023年 2 月28日)
営業収入		
加盟店からの収入	8,850	9,111
その他の営業収入	66	76
営業収入合計	8,917	9,188
売上高	※1 3,355	※1 4,025
営業総収入	12,272	13,213
売上原価	※1 2,559	※1 3,025
売上総利益	※1 796	※1 999
営業総利益	9,713	10,188
販売費及び一般管理費		
販売手数料	674	751
広告宣伝費	90	89
役員報酬	58	56
従業員給料及び賞与	733	730
雑給	352	440
賞与引当金繰入額	90	85
退職給付費用	25	26
法定福利及び厚生費	149	161
運送費及び保管費	16	20
水道光熱費	386	584
消耗品費	64	94
修繕費	55	68
支払手数料	1,786	1,857
減価償却費	64	60
地代家賃	195	219
賃借料	4,390	4,362
貸倒引当金繰入額	3	3
その他	329	421
販売費及び一般管理費合計	9,468	10,035
営業利益	245	152
営業外収益		
受取利息	5	4
受取配当金	0	0
営業外収益合計	5	4
経常利益	251	157
特別損失		
減損損失	※2 25	※2 89
特別損失合計	25	89
税金等調整前当期純利益	225	68
法人税、住民税及び事業税	63	122
法人税等調整額	86	1
法人税等合計	149	123
当期純利益又は当期純損失 (△)	75	△55
非支配株主に帰属する当期純利益	160	108
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△84	△164

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)	当連結会計年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)
当期純利益又は当期純損失 (△)	75	△55
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△0	△0
その他の包括利益合計	※1 △0	※1 △0
包括利益	75	△55
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△84	△164
非支配株主に係る包括利益	160	108

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2021年 3月 1日 至 2022年 2月 28日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100	5,814	△1,939	△86	3,888
当期変動額					
剰余金の配当			△75		△75
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△84		△84
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	△160	△0	△160
当期末残高	100	5,814	△2,100	△86	3,728

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	6	6	647	4,543
当期変動額				
剰余金の配当				△75
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)				△84
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△0	△0	△33	△33
当期変動額合計	△0	△0	△33	△194
当期末残高	6	6	613	4,348

当連結会計年度(自 2022年 3 月 1 日 至 2023年 2 月28日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100	5,814	△2,100	△86	3,728
当期変動額					
剰余金の配当			△75		△75
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)			△164		△164
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	-	△239	△0	△239
当期末残高	100	5,814	△2,340	△86	3,488

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	6	6	613	4,348
当期変動額				
剰余金の配当				△75
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)				△164
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△0	△0	△300	△301
当期変動額合計	△0	△0	△300	△541
当期末残高	6	6	313	3,807

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)	当連結会計年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	225	68
減価償却費	64	60
減損損失	25	89
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△2	△0
受取利息及び受取配当金	△5	△4
未収入金の増減額 (△は増加)	51	△8
棚卸資産の増減額 (△は増加)	1	△7
前払費用の増減額 (△は増加)	2	△0
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	8	△48
仕入債務の増減額 (△は減少)	△18	0
未払金の増減額 (△は減少)	△14	0
預り金の増減額 (△は減少)	△0	△1
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△8	△11
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	2	△5
その他	△1	3
小計	330	133
利息及び配当金の受取額	5	4
法人税等の支払額	△5	△99
営業活動によるキャッシュ・フロー	331	38
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△8	-
敷金及び保証金の差入による支出	△1	-
敷金及び保証金の回収による収入	40	14
その他	△8	△2
投資活動によるキャッシュ・フロー	22	11
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△75	△74
非支配株主への配当金の支払額	△193	△409
その他	△0	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△269	△483
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	84	△433
現金及び現金同等物の期首残高	3,756	3,841
現金及び現金同等物の期末残高	※1 3,841	※1 3,407

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社名

(株)エル・ティーエフ

(連結の範囲の変更)

前連結会計年度において連結子会社でありましたスリーエフ・オンライン(株)は当連結会計年度において清算終了したため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社は存在いたしません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

② 棚卸資産

(1) 商品

売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)ただし、ファストフードは最終仕入原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～39年

工具、器具及び備品 4～20年

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 売上高

当社グループの直営店売上高は、コンビニエンスストア事業における商品の販売によるものであり、これらの収益は、顧客に対する商品の提供を履行義務としており、商品を顧客に引渡した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

② 加盟店からの収入

フランチャイズ契約書に基づき加盟店から受領するフランチャイズ収入については、加盟店に対するライセンス供与の約束であることから、加盟店で発生した売上高から売上原価を差し引いた総粗利益高に基づいて算定し、当該総粗利益高の発生に応じて収益を認識しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金は、手許現金、要求払預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に満期日又は償還期限の到来する短期投資からなっております。

（重要な会計上の見積り）

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

（単位：百万円）

	前連結会計年度	当連結会計年度
有形固定資産	492	341
減損損失	25	89

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、減損の兆候を判定するに当たっては、原則として店舗及び賃貸物件を資産グループとしてグルーピングしており、連結会計年度の末日に店舗及び賃貸物件ごとに減損の兆候の有無を検討しております。減損の兆候が認められる店舗及び賃貸物件については、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定し、減損損失の認識が必要とされた場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上しております。

減損損失の認識の要否の判定において使用される割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会にて承認された翌期の事業計画を基礎として、店舗及び賃貸物件ごとの固有の経済条件を主要な仮定として織り込んで作成しておりますが、当該仮定は将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の営業実績が見積りと異なった場合には、減損損失の計上に伴い、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

また、新型コロナウイルスの収束時期等の仮定については、今後の感染拡大、消費者動向には不確実性がありますが、当社グループは、2024年2月期以降は概ね安定化すると仮定して、将来キャッシュ・フローの算定を実施しております。

これらの見積りにおいて用いた仮定が経営環境の悪化等により、仮定の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度において、減損損失を認識する可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当連結会計年度の期首残高への影響が軽微であることから、期首の利益剰余金残高の調整を行っておりません。

また、当連結会計年度において収益認識会計基準等の適用による損益に与える影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(未適用の会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)

(1) 概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。

(2) 適用予定日

2024年2月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による連結財務諸表に与える影響はない見込みであります。

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)

- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日)

- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)

(1) 概要

その他の包括利益に対して課税される場合の法人税等の計上区分及びグループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果の取扱いを定めるものであります。

(2) 適用予定日

2026年2月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「受取賃貸料」として表示していた当社所有物件の賃貸料(前連結会計年度12百万円)、及び「その他」として表示していた直営店の収納代行手数料等(前連結会計年度3百万円)は、「営業収入」の「その他の営業収入」として、「営業外収益」の「受取負担金」として表示していた店舗の節電用設備の加盟店負担分(前連結会計年度27百万円)、及び「その他」として表示していた保険事務手数料、保険金、見舞金等(前連結会計年度1百万円)は「販売費及び一般管理費」と相殺して表示するものと変更しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この変更は、当連結会計年度から収益認識に関する会計基準等が適用されることを契機に、費用収益の対応をより明確にし、営業収入、販売費及び一般管理費並びに営業外収益をより適切に表示するために行ったものであります。

(連結貸借対照表関係)

※1 長期預り保証金は、賃貸借契約及び転貸借契約に伴う保証金であります。

- 2 当社及び連結子会社(株式会社エル・ティーエフ)においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年2月28日)	当連結会計年度 (2023年2月28日)
当座貸越極度額の総額	1,250百万円	1,050百万円
借入実行残高	一百万円	一百万円
差引額	1,250百万円	1,050百万円

(連結損益計算書関係)

※1 売上高、売上原価、売上総利益は、直営店に係るものであります。

※2 減損損失

前連結会計年度(自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗及び賃貸物件を基本単位として、資産のグルーピングを行っております。

そのグルーピングに基づき、減損会計の手続きを行った結果、営業活動から生ずる損益またはキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっている店舗・物件について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
店舗	建物及び構築物、工具、器具及び備品、 機械及び装置	東京都大田区他	25

※減損損失の種類別内訳

建物及び構築物	7百万円
工具、器具及び備品	2百万円
機械及び装置	15百万円

なお、回収可能価額は、主として使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めない資産については回収可能価額を零として算定しております。

当連結会計年度(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗及び賃貸物件を基本単位として、資産のグルーピングを行っております。

そのグルーピングに基づき、減損会計の手続きを行った結果、不採算店舗における固定資産について収益性が低下したこと等による減損の兆候が見られたことから、将来の回収可能性を検討した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
店舗	建物及び構築物、工具、器具及び備品	神奈川県横浜市	89

※減損損失の種類別内訳

建物及び構築物	71百万円
工具、器具及び備品	18百万円

なお、事業用資産の回収可能価額は、主として使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めない資産については回収可能価額を零として算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)	当連結会計年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	△0百万円	△0百万円
組替調整額	一百万円	一百万円
税効果調整前	△0百万円	△0百万円
税効果額	0百万円	0百万円
その他の包括利益合計	△0百万円	△0百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	7,707,095	—	—	7,707,095

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	132,556	20	—	132,576

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 20株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年4月15日 取締役会	普通株式	37	5.00	2021年2月28日	2021年5月7日
2021年10月14日 取締役会	普通株式	37	5.00	2021年8月31日	2021年11月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年4月21日 取締役会	普通株式	利益剰余金	37	5.00	2022年2月28日	2022年5月12日

当連結会計年度(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	7,707,095	—	—	7,707,095

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	132,576	127	—	132,703

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 127株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年4月21日 取締役会	普通株式	37	5.00	2022年2月28日	2022年5月12日
2022年10月13日 取締役会	普通株式	37	5.00	2022年8月31日	2022年11月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年4月20日 取締役会	普通株式	利益剰余金	37	5.00	2023年2月28日	2023年5月11日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)	当連結会計年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)
現金及び預金勘定	3,841百万円	3,407百万円
預入期間3ヶ月超の定期預金	—百万円	—百万円
現金及び現金同等物	3,841百万円	3,407百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、余剰資金については安定性の高い短期の金融資産（預金）で運用し、また、資金調達については、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収入金は取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による貸倒懸念の早期把握を図っております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行会社の財務状況等を監視し、そのリスク状況を勘案して、保有状況を継続的に見直すことで、リスクの軽減を図っております。

敷金及び保証金は物件所有者の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、物件所有者ごとに残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による貸倒懸念の早期把握を図っております。

営業債務である買掛金、未払金は、1年以内の支払期日であります。

長期預り保証金は賃貸借契約及び転貸借契約に基づく保証金として契約期間終了後に返還するものであります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2022年2月28日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	3,841	3,841	—
(2) 未収入金	100	100	—
(3) 投資有価証券（其他有価証券）	39	39	—
(4) 敷金及び保証金	121	119	△1
資産計	4,101	4,099	△1
(1) 買掛金	60	60	—
(2) 未払金	203	203	—
負債計	263	263	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照下さい。

(4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、及び(2) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	2022年2月28日
敷金及び保証金(※1)	133
長期預り保証金(※2)	26

(※1) 敷金及び保証金のうち、償還予定が合理的に見積もれず、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、「資産(4)敷金及び保証金」には含めておりません。

(※2) 長期預り保証金のうち、返還予定が合理的に見積もれず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

当連結会計年度(2023年2月28日)

現金は注記を省略しており、預金、未収入金、買掛金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券(その他有価証券)	38	38	—
(2) 敷金及び保証金	235	228	△7
資産計	274	267	△7
(1) 長期預り保証金	23	22	△1
負債計	23	22	△1

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2022年2月28日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	3,841	—	—	—
未収入金	100	—	—	—

敷金及び保証金は、返還期日を明確に把握できないため、償還予定額に含めておりません。

当連結会計年度(2023年2月28日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	3,407	—	—	—
未収入金	98	—	—	—
敷金及び保証金	107	59	45	23

4. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
- レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

当連結会計年度(2023年2月28日)

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	38	—	—	38

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

当連結会計年度(2023年2月28日)

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	228	—	228
長期預り保証金	—	22	—	22

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

償還予定時期を見積り、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に物件所有者の信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期預り保証金

返還予定時期を見積り、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に当社の信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2022年2月28日)

(単位 百万円)

区分	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	39	29	10
小計	39	29	10
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	—	—	—
小計	—	—	—
合計	39	29	10

(注) 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるものについて減損処理の対象となるものはありません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

当連結会計年度(2023年2月28日)

(単位 百万円)

区分	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	38	29	9
小計	38	29	9
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	—	—	—
小計	—	—	—
合計	38	29	9

(注) 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるものについて減損処理の対象となるものはありません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として富士シティオ厚生年金基金制度を採用しておりましたが、富士シティオ厚生年金基金が2004年2月29日付で厚生労働大臣より厚生年金基金の解散の認可を受けたことにより、2004年3月より確定拠出年金制度へ移行しております。

2. 退職給付費用の内訳

	前連結会計年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)	当連結会計年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)
確定拠出年金への掛金拠出額(百万円)	25	26
退職給付費用(百万円)	25	26

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前連結会計年度 (2022年2月28日)	当連結会計年度 (2023年2月28日)
繰延税金資産		
賞与引当金	30百万円	29百万円
貸倒引当金	15百万円	15百万円
減損損失	87百万円	117百万円
資産除去債務	3百万円	3百万円
税務上の繰越欠損金(注) 1	723百万円	801百万円
その他	5百万円	4百万円
繰延税金資産小計	865百万円	971百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注) 1	△723百万円	△801百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△109百万円	△138百万円
評価性引当額小計	△833百万円	△940百万円
繰延税金資産合計	32百万円	30百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△3百万円	△3百万円
繰延税金負債合計	△3百万円	△3百万円
繰延税金資産(△は負債)の純額	28百万円	27百万円

(注) 1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2022年2月28日)

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	—	428	—	295	723
評価性引当額	—	—	—	△428	—	△295	△723
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2023年2月28日)

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	428	—	36	336	801
評価性引当額	—	—	△428	—	△36	△336	△801
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2022年2月28日)	当連結会計年度 (2023年2月28日)
法定実効税率 (調整)	34.1%	34.1%
源泉所得税還付	6.0%	—%
加算税・延滞税	—	0.1%
住民税均等割等	2.4%	8.3%
評価性引当額の増減	24.3%	157.3%
申告差額	—	△19.9%
その他	△0.4%	1.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	66.4%	181.7%

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、コンビニエンスストア事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じた収益であるフランチャイズ収入（加盟店からの収入）、直営店からの売上高（売上高）及びその他店舗運営に係る収入等（その他の営業収入）を連結損益計算書に区分表示しているため、収益の分解情報の注記を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4. 会計方針に関する事項」の「(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

契約資産及び契約負債の残高等については、期首と期末のいずれも重要な残高がないため、記載を省略しております。

また、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、残存履行義務に配分した取引価格の記載を省略しております。

なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、コンビニエンスストア事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループは、コンビニエンスストア事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループは、コンビニエンスストア事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

前連結会計年度(自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)	当連結会計年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)
1株当たり純資産額	493.10円	461.38円
1株当たり当期純損失(△)	△11.15円	△21.68円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)	当連結会計年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)
親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	△84	△164
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	△84	△164
普通株式の期中平均株式数(千株)	7,574	7,574

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
営業総収入 (百万円)	3, 224	6, 646	9, 979	13, 213
税金等調整前四半期 (当期) 純利益又は 税金等調整前四半期 純損失 (△) (百万円)	△20	117	177	68
親会社株主に帰属する四半期 (当期) 純損失 (△) (百万円)	△32	△23	△32	△164
1 株当たり四半期 (当期) 期 純損失 (△) (円)	△4. 29	△3. 08	△4. 32	△21. 68

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純利益又は 1 株当たり四半期純損失 (△) (円)	△4. 29	1. 22	△1. 25	△17. 36

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年 2 月28日)	当事業年度 (2023年 2 月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,269	2,514
商品	18	21
貯蔵品	0	0
前払費用	7	7
未収入金	※1 170	※1 173
その他	41	90
流動資産合計	2,507	2,807
固定資産		
有形固定資産		
建物	298	226
減価償却累計額	△171	△194
建物（純額）	127	32
工具、器具及び備品	194	176
減価償却累計額	△122	△160
工具、器具及び備品（純額）	71	15
機械及び装置	3	3
減価償却累計額	△3	△3
機械及び装置（純額）	-	-
土地	304	304
有形固定資産合計	503	353
投資その他の資産		
投資有価証券	39	38
関係会社株式	269	231
敷金及び保証金	252	233
その他	4	5
貸倒引当金	△34	△33
投資その他の資産合計	531	476
固定資産合計	1,035	829
資産合計	3,542	3,636

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年 2 月 28 日)	当事業年度 (2023年 2 月 28 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	60	61
未払金	77	87
未払法人税等	2	2
預り金	15	14
賞与引当金	17	16
その他	14	6
流動負債合計	188	188
固定負債		
資産除去債務	9	9
長期預り保証金	※2 26	※2 23
その他	3	3
固定負債合計	39	36
負債合計	228	225
純資産の部		
株主資本		
資本金	100	100
資本剰余金		
資本準備金	1,645	1,645
その他資本剰余金	1,296	1,296
資本剰余金合計	2,941	2,941
利益剰余金		
利益準備金	91	91
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	260	358
利益剰余金合計	352	449
自己株式	△86	△86
株主資本合計	3,307	3,405
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	6	6
評価・換算差額等合計	6	6
純資産合計	3,314	3,411
負債純資産合計	3,542	3,636

② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2021年 3 月 1 日 至 2022年 2 月28日)	当事業年度 (自 2022年 3 月 1 日 至 2023年 2 月28日)
営業収入		
営業収入	※2 324	※2 572
営業収入合計	324	572
売上高	※1 1, 120	※1 1, 240
営業総収入	1, 444	1, 813
売上原価		
商品期首棚卸高	18	18
当期商品仕入高	675	731
合計	694	749
商品期末棚卸高	18	21
売上原価合計	※1 676	※1 728
売上総利益	※1 444	※1 512
営業総利益	768	1, 084
販売費及び一般管理費		
販売手数料	2	7
広告宣伝費	3	3
役員報酬	43	41
従業員給料及び賞与	137	134
雑給	122	127
賞与引当金繰入額	17	16
退職給付費用	25	6
法定福利及び厚生費	36	43
運送費及び保管費	2	0
水道光熱費	26	32
消耗品費	6	6
修繕費	4	8
支払手数料	85	88
減価償却費	64	60
地代家賃	162	185
賃借料	2	2
貸倒引当金繰入額	3	3
その他	40	50
販売費及び一般管理費合計	790	820
営業利益又は営業損失 (△)	△21	264
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	0	0
営業外収益合計	1	1
経常利益又は経常損失 (△)	△20	265
特別損失		
減損損失	※3 25	※3 89
特別損失合計	25	89
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△46	176
法人税、住民税及び事業税	2	2
法人税等調整額	-	-
法人税等合計	2	2
当期純利益又は当期純損失 (△)	△48	173

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年 3 月 1 日 至 2022年 2 月28日)

(単位：百万円)

	株主資本									評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計					
当期首残高	100	1,645	1,296	2,941	91	385	476	△86	3,432	6	6	3,438
当期変動額												
剰余金の配当						△75	△75		△75			△75
当期純損失（△）						△48	△48		△48			△48
自己株式の取得								△0	△0			△0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）										△0	△0	△0
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△124	△124	△0	△124	△0	△0	△124
当期末残高	100	1,645	1,296	2,941	91	260	352	△86	3,307	6	6	3,314

当事業年度(自 2022年 3 月 1 日 至 2023年 2 月28日)

(単位：百万円)

	株主資本									評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株 式	株主資 本合計	その他 有価証 券 評価差 額金	評価・ 換算 差額等 合計	
		資本準 備金	その他 資本剰 余金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余 金合計					
当期首残高	100	1,645	1,296	2,941	91	260	352	△86	3,307	6	6	3,314
当期変動額												
剰余金の配当						△75	△75		△75			△75
当期純利益						173	173		173			173
自己株式の取得								△0	△0			△0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）										△0	△0	△0
当期変動額合計	-	-	-	-	-	97	97	△0	97	△0	△0	97
当期末残高	100	1,645	1,296	2,941	91	358	449	△86	3,405	6	6	3,411

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①商品

売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)ただし、ファストフードは最終仕入原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

②貯蔵品

最終仕入原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～39年

工具、器具及び備品 4～20年

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

①売上高

当社の売上高は、コンビニエンスストア事業における商品の販売によるものであり、これらの収益は、顧客に対する商品の提供を履行義務としており、商品を顧客に引渡した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

②営業収入

当社の営業収入は、主に子会社からの受取配当金となります。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。なお、受取配当金は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)等の範囲に含まれる金融商品に係る取引であるため、顧客との契約から生じる収益の対象外となります。

(重要な会計上の見積り)

固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	503	353
減損損失	25	89

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）固定資産の減損」に記載した内容と同一であります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）

等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当事業年度の期首残高への影響が軽微であることから、期首の利益剰余金残高の調整を行っておりません。

この結果、収益認識会計基準等の適用による損益に与える影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外収益」の「受取賃貸料」として表示していた当社所有物件の賃貸料（前事業年度12百万円）は、「営業収入」として、「営業外収益」の「その他」として表示していた保険事務手数料、保険金等（前事業年度0百万円）は「販売費及び一般管理費」と相殺して表示するものと変更しております。

この変更は、当事業年度から収益認識に関する会計基準等が適用されることを契機に、費用収益の対応をより明確にし、営業収入、販売費及び一般管理費並びに営業外収益をより適切に表示するために行ったものであります。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年2月28日)	当事業年度 (2023年2月28日)
未収入金	97百万円	103百万円

※2 長期預り保証金は、賃貸借契約及び転貸借契約に伴う保証金であります。

- 3 当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年2月28日)	当事業年度 (2023年2月28日)
当座貸越極度額の総額	1,250百万円	1,050百万円
借入実行残高	一百万円	一百万円
差引額	1,250百万円	1,050百万円

(損益計算書関係)

※1 売上高、売上原価、売上総利益は、直営店に係るものであります。

※2 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)	当事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)
営業収入	293百万円	541百万円

※3 減損損失

前事業年度(自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗及び賃貸物件を基本単位として、資産のグルーピングを行っております。

そのグルーピングに基づき、減損会計の手続きを行った結果、営業活動から生ずる損益またはキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっている店舗・物件について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
店舗	建物、工具、器具及び備品、 機械及び装置	東京都大田区他	25

※減損損失の種類別内訳

建物	7百万円
工具、器具及び備品	2百万円
機械及び装置	15百万円

なお、回収可能価額は、主として使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めない資産については回収可能価額を零として算定しております。

当事業年度(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗及び賃貸物件を基本単位として、資産のグルーピングを行っております。

そのグルーピングに基づき、減損会計の手続きを行った結果、不採算店舗における固定資産について収益性が低下したこと等による減損の兆候が見られたことから、将来の回収可能性を検討した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
店舗	建物、工具、器具及び備品	神奈川県横浜市	89

※減損損失の種類別内訳

建物	71百万円
工具、器具及び備品	18百万円

なお、事業用資産の回収可能価額は、主として使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めない資産については回収可能価額を零として算定しております。

(有価証券関係)

前事業年度(2022年2月28日)

子会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区分	前事業年度 (百万円)
子会社株式	269

当事業年度(2023年2月28日)

子会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	231

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (2022年2月28日)	当事業年度 (2023年2月28日)
繰延税金資産		
賞与引当金	6百万円	5百万円
貸倒引当金	11百万円	11百万円
減損損失	87百万円	117百万円
資産除去債務	3百万円	3百万円
子会社株式評価損	330百万円	330百万円
税務上の繰越欠損金	721百万円	801百万円
その他	1百万円	1百万円
繰延税金資産小計	1,161百万円	1,270百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△721百万円	△801百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△439百万円	△469百万円
評価性引当額小計	△1,161百万円	△1,270百万円
繰延税金資産合計	—百万円	—百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△3百万円	△3百万円
繰延税金負債合計	△3百万円	△3百万円
繰延税金資産（△は負債）の純額	△3百万円	△3百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年2月28日)	当事業年度 (2023年2月28日)
法定実効税率	—	34.1%
(調整)		
受取配当金	—	△87.1%
加算税・延滞税	—	0.0%
住民税均等割等	—	1.6%
評価性引当額の増減	—	61.9%
申告差額	—	△7.7%
子会社欠損金	—	△1.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	1.6%

(注) 前事業年度は、税引前当期純損失であるため注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（重要な会計方針）4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)
有形固定資産						
建物	127	—	71 (71)	22	32	194
工具、器具及び備品	71	—	18 (18)	37	15	160
機械及び装置	—	—	—	—	—	3
土地	304	—	—	—	304	—
有形固定資産計	503	—	89 (89)	60	353	358

(注) 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

有形固定資産 建物 減損損失による減少 71百万円

工具、器具及び備品 減損損失による減少 18百万円

なお、当期減少額のうち()内は内書きで減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	34	3	4	33
賞与引当金	17	16	17	16

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	3月1日から2月末日まで
定時株主総会	5月中
基準日	2月末日
剰余金の配当の基準日	8月31日、2月末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告 (https://www.three-f.co.jp/) とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(注) 当社定款の規定により当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに有価証券報告書の確認書

事業年度(第41期)(自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)

2022年5月30日 関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度(第41期)(自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)

2022年5月30日 関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第42期第1四半期(自 2022年3月1日 至 2022年5月31日)

2022年7月15日 関東財務局長に提出

第42期第2四半期(自 2022年6月1日 至 2022年8月31日)

2022年10月14日 関東財務局長に提出

第42期第3四半期(自 2022年9月1日 至 2022年11月30日)

2023年1月13日 関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

2022年5月30日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(親会社又は特定子会社の異動)の規定に基づく臨時報告書

2022年11月17日 関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年5月24日

株式会社スリーエフ

取締役会 御中

OAG監査法人

東京都千代田区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 今 井 基 喜

指定社員
業務執行社員 公認会計士 池 上 敬

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社スリーエフの2022年3月1日から2023年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スリーエフ及び連結子会社の2023年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

コンビニエンスストア事業に係る固定資産の減損損失の認識の判定	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社及び連結子会社は、コンビニエンスストア事業を営んでおり、親会社である株式会社スリーエフにおいて、「gooz（グーツ）」直営店舗の運営、子会社である株式会社エル・ティーエフにおいて、「ローソン・スリーエフ」加盟店の経営指導及び直営店の運営を行っている。 注記事項（重要な会計上の見積り）及び（連結損益計算書関係）※2 減損損失に記載されているとおり、会社グループは、当連結会計年度において、店舗に係る固定資産の減損損失89百万円を計上している。その結果、連結貸借対照表に店舗等に係る固定資産として、有形固定資産341百万円（連結総資産の7.9%）が計上されている。 会社グループが属するコンビニエンスストア業界は、新型コロナウイルス感染症の影響や、国際情勢に起因したエネルギー価格・原材料価格等の高騰に伴う店舗運営コストの上昇等により、厳しい経営環境が続いている。 会社は、減損の兆候を判定するに当たっては、原則として店舗等を基本単位として資産のグルーピングを行っており、連結会計年度の末日に資産グループごとに減損の兆候の有無を検討している。減損の兆候が認められる資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定し、減損損失の認識が必要とされた場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上している。 減損損失の認識の要否の判定において使用される割引前将来キャッシュ・フローは、取締役会で承認された翌期の事業計画を基礎として、資産グループごとの固有の経営環境や不採算店舗に対する投資戦略を主な仮定として見積られており、当該見積りは、経営者による将来予測等の判断による影響を受けるため、不確実性を伴う。 以上より、当監査法人は、コンビニエンスストア事業に係る固定資産の減損損失の認識の判定を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、コンビニエンスストア事業に係る固定資産の減損損失の認識の判定の合理性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。 （内部統制の検証） 資産グループの割引前将来キャッシュ・フローの見積りに関する仮定の設定を含む、グルーピング資産の減損損失に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 （割引前将来キャッシュ・フローの見積りの合理性の評価） 資産グループごとの割引前将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる主要な仮定の合理性を評価するため、主に以下の手続を実施した。 ・割引前将来キャッシュ・フローの基礎となる資産グループの将来計画と取締役会で承認された事業計画との整合性を検証した上で、過去実績の趨勢分析を通じて、経営者による見積りの偏向の有無を検討した。 ・経営環境の分析や投資戦略等の割引前将来キャッシュ・フローの見積りに関する重要な仮定について、経営者への質問により把握し、資産グループごとの将来計画における仮定の合理性及びその達成可能性を評価した。 ・店舗別損益について、関連資料や会計帳簿との整合性及び本社費配賦計算が漏れなく正確に計算されていることを検証し、店舗別損益が正確に算定されていることを検討した。 ・過年度における各店舗の将来計画と実績を比較することにより、経営者の見積プロセスの有効性を評価した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、

並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社スリーエフの2023年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社スリーエフが2023年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、

並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年5月24日

株式会社スリーエフ

取締役会 御中

OAG監査法人

東京都千代田区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 今 井 基 喜

指定社員
業務執行社員 公認会計士 池 上 敬

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社スリーエフの2022年3月1日から2023年2月28日までの第42期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スリーエフの2023年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

コンビニエンスストア事業に係る固定資産の減損損失の認識の判定
会社の貸借対照表に計上されている店舗等に係る固定資産は、注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、有形固定資産353百万円であり、総資産の9.7%を占めている。また、注記事項（損益計算書関係）※3 減損損失に記載のとおり、当事業年度の有形固定資産に関する減損損失計上額は、店舗資産89百万円である。
監査上の主要な検討事項の内容、決定理由及び監査上の対応については、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（コンビニエンスストア事業に係る固定資産の減損損失の認識の判定）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と

財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年5月29日
【会社名】	株式会社スリーエフ
【英訳名】	Three F Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山 口 浩 志
【最高財務責任者の役職氏名】	該当なし
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市中区日本大通17番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長山口浩志は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2023年2月28日を基準日として行われており、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行ったうえで、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析したうえで、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲については、当社および連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2／3に達している、2事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、現金、棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年5月29日
【会社名】	株式会社スリーエフ
【英訳名】	Three F Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山 口 浩 志
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市中区日本大通17番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長山口浩志は、当社の第42期(自2022年3月1日 至2023年2月28日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

